



佐賀県公報

平成19年
3月7日
(水曜日)外
号

(印は、県例規集に登載するもの)

目次

条例

◎佐賀県職員の留学費用の償還に関する条例	(一・統括本部)六
◎佐賀県職員定数条例の一部を改正する条例	(二・職員課)八
◎佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例(三・〃)九	
◎佐賀県事務処理の特例に関する条例及び佐賀県小規模水道条例の一部を改正する条例	(四・〃)一〇
◎佐賀県手数料条例の一部を改正する条例	(五・財務課)三
◎佐賀県行政財産使用料条例の一部を改正する条例	(六・用度管財課)三
◎佐賀県留置施設視察委員会条例	(七・公安委員会)三
◎佐賀県警察の組織に関する条例及び佐賀県行政手続条例の一部を改正する条例	(八・〃)一四
◎拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部を改正する条例	(九・〃)一五
◎佐賀県立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例	(一〇・教育委員会)六
◎学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	(一一・〃)一六
◎佐賀県立学校職員及び佐賀県市町立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例	(一二・〃)一七
◎佐賀県立学校職員産業教育手当支給条例及び佐賀県立学校職員定期制通信教育手当支給条例の一部を改正する条例	(一三・〃)一八
◎佐賀県立図書館施設使用料条例の一部を改正する条例(一四・〃)一九	
◎佐賀県観光施設条例の一部を改正する条例	(一五・環境課)毛

公布された条例のあらまし

○佐賀県職員の留学費用の償還に関する条例(条例第一号)

1 この条例は、国家公務員の留学費用の償還に関する法律第十二条第二項の規定に基づき、職員の留学費用の償還に関し必要な事項を定めることとした。

(第一条関係)

2 留学を命ぜられた職員が次に掲げるいずれかの期間内に離職した場合には、その者は、それぞれに定める金額を県に償還しなければならないこと等とし

◎佐賀県立福祉施設の民間移譲に係る県有財産の譲与等の特例に関する条例

(一六・健康福祉本部)三毛

◎佐賀県立総合福祉センター設置条例の一部を改正する条例

(一七・障害福祉課)三六

◎佐賀県感染症の診査に関する協議会条例の一部を改正する条例

(一八・健康増進課)四

◎佐賀県立有田窯業大学校条例の一部を改正する条例

(一九・農林水産商工本部)四

◎佐賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例

(二〇・まちづくり推進課)四

◎国営土地改良事業負担金条例の一部を改正する条例

(二一・農地整備課)四

◎建築基準法施行条例の一部を改正する条例

(二二・建築住宅課)四

◎佐賀県道路占用料条例の一部を改正する条例

(二三・道路課)四

◎佐賀県港湾管理条例の一部を改正する条例

(二四・港湾課)四

◎佐賀県税条例の一部を改正する条例

(二五・税務課)四

◎佐賀県障害者自立支援対策臨時特例基金条例

(二六・障害福祉課)四

◎佐賀県議会議員の給料の特例に関する条例

(二七・職員課)四

◎佐賀県議会議員又は佐賀県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する

条例

(二八・市町村課)四

た。
(第三条関係)

- (1) 当該留学の期間 当該留学のために県が支出した留学費用の総額に相当する金額

(2) 当該留学の期間の末日の翌日から起算した職員としての在職時間が五年に達するまでの期間 当該留学のために県が支出した留学費用の総額に相当する金額に、同日から起算した職員としての在職時間が過増する程度に応じて一〇〇分の一〇〇から一定の割合で遞減するように規則で定める率

を乗じて得た金額

3 2の規定は、留学を命ぜられた職員が公務災害若しくは通勤災害による心身故障又は廃職若しくは過員により分限免職された場合、任命権者等の要請に応じ特別職地方公務員等となるため退職した場合等には、適用しないこととした。(第四条関係)

4 任命権者等の要請に応じ特別職地方公務員等となるため退職し、引き続き特別職地方公務員等として在職した者等に関する特例を定めることとした。

(第五条関係)

5 その他所要の事項を定めることとした。

6 この条例は、公布の日から施行し、同日以後に留学を命ぜられた職員について適用することとした。

○佐賀県職員定数条例の一部を改正する条例 (条例第二号)

1 警察職員のうち警察官の定数を一、六五七人に増員し、警察官の階級別定員を改めることとした。(第二条及び別表関係)

2 この条例は、平成一九年四月一日から施行することとした。

○佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例 (条例第三号)

1 税務手当ほか一手当について、支給要件等の改正を行うこととした。(第三条、第四条及び第六条関係)

2 その他所要の改正を行ふこととした。

3 この条例は、平成一九年四月一日から施行することとした。

○佐賀県事務処理の特例に関する条例及び佐賀県小規模水道条例の一部を改正する条例 (条例第四号)

- 1 佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部改正

(1) 水道法に基づく事務の一部を武雄市が、住宅地区改良法に基づく事務の一部を唐津市が、地方自治法に基づく事務の一部を多久市等が処理することとした。(第一条関係)

(2) 旅券法に基づく事務の一部を唐津市等が、身体障害者福祉法施行令に基づく事務の一部を嬉野市が処理することとした。(第二条関係)

(3) 旅券法に基づく事務の一部を佐賀市が処理することとした。(第三条関係)

(4) 旅券法に基づく事務の一部を鹿島市等が処理することとした。(第四条関係)

○佐賀県小規模水道条例の一部改正 (第五条関係)

1 小規模水道の新設等に係る設計の確認、給水開始前の検査等に係る事務を武雄市長が処理することとした。

2 この条例は、平成一九年四月一日から施行することとした。ただし1の(2)については同年七月一日から、1の(3)については同年九月一日から、1の(4)については同年十月一日から施行することとした。

3 所要の経過措置を定めることとした。

○佐賀県手数料条例の一部を改正する条例 (条例第五号)

1 探偵業の業務の適正化に関する法律の制定に伴い、探偵業の届出があつたことを証する書面の交付等の手数料を定めることとした。(別表第一関係)

2 道路交通法の改正に伴い、中型自動車免許等に係る事務の手数料の額を定めることとした。(別表第一関係)

3 この条例は、平成一九年六月一日から施行することとした。ただし、1について、同年六月一日から施行することとした。

○佐賀県行政財産使用料条例の一部を改正する条例 (条例第六号)

- 1 地方自治法の改正に伴い、引用条項を改めることとした。(第一条関係)
 2 使用料の納付方法を改めるとともに、納付期限の例外を設けることとした。
 (第三条関係)
- 3 この条例は、平成一九年四月一日から施行することとした。

○佐賀県留置施設視察委員会条例(条例第七号)

- 1 この条例は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二十一条
 第六項の規定に基づき、同法第二十条第一項に規定する留置施設視察委員会
 (以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めることと
 した。(第一条関係)
- 2 委員会の名称は、佐賀県留置施設視察委員会とすることとした。(第二条
 関係)
- 3 委員会の委員の定数は、四人とすることとした。(第三条関係)
- 4 委員会の庶務は、警察本部警務部において処理することとした。(第五条
 関係)
- 5 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、公安委
 員会規則で定めることとした。(第六条関係)
- 6 その他所要の事項を定めることとした。
- 7 この条例は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する
 法律の施行の日から施行することとした。

○佐賀県警察の組織に関する条例及び佐賀県行政手続条例の一部を改正する条
 例(条例第八号)

- 1 佐賀県警察の組織に関する条例の一部改正(第一条関係)
 刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行
 うこととした。
- 2 行政手続条例の一部改正(第二条関係)
 (1) 刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行
 うこととした。

- (2) 行政手続法の改正に伴い、引用条項を改めることとした。
- 3 この条例は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する
 法律の施行の日から施行することとした。ただし、2の(2)については、公布
 の日から施行することとした。

○拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部を改正する条例(条例第九号)

- 1 暴騒音の測定方法を改めることとした。(第三条関係)
- 2 その他所要の改正を行なうこととした。
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

○佐賀県立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例(条例第一〇号)

- 1 県立高等学校の全日制の課程の授業料の額を次のとおり改定することとし
 た。(別表一)及び附則第二項関係)

平成一九年度		平成二〇年度		平成二一年度	
月額	九、七〇〇円	月額	九、八〇〇円	月額	九、九〇〇円

- 2 県立高等学校の定時制の課程の一単位当たりの授業料の額を一、五〇〇円
 から一、五六〇円に改定することとした。(別表一)関係)
- 3 県立高等学校の聴講生の一単位当たりの授業料の額を一、五〇〇円から一、
 五六〇円に改定することとした。(別表三)関係)
- 4 この条例は、平成一九年四月一日から施行することとした。

○学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条
 例(条例第一一号)

- 1 学校教育法が改正され、盲学校、聾学校及び養護学校が特別支援学校とさ
 れたこと等に伴い、佐賀県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職
 一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎と
 なるべき在職期間との通算に関する条例ほか五条例について所要の改正を行
 うこととした。
- 2 この条例は、平成一九年四月一日から施行することとした。

○佐賀県立学校職員及び佐賀県市町立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例（条例第一二号）

関係）

2 この条例は、規則で定める日から施行することとした。

1 県立学校の職員の定数を三、二〇一人に増員し、及び市町立学校県費負担教職員の定数を五、四九一人に減員することとした。（第三条関係）

2 その他所要の改正を行うこととした。

3 この条例は、平成一九年四月一日から施行することとした。

○佐賀県立学校職員産業教育手当支給条例及び佐賀県立学校職員定時制通信教育手当支給条例の一部を改正する条例（条例第一三号）

1 この条例は、県立福祉施設の民間への移譲を円滑に行うため、県有財産の譲与等についての特例を定めることとした。（第一条関係）

2 この条例における県立福祉施設とは、佐賀婦人寮、日の隈寮、佐賀向陽園、伊万里向陽園、みどり園、聖華園、佐賀県立佐賀コロニー、佐賀県立希望の家、金立寮及び九千部寮をいうこととした。（第二条関係）

3 産業教育手当の支給額を給料月額に一〇〇分の五を乗じて得た額とすることとした。ただし、定時制通信教育手当を受ける者については、給料月額に一〇〇分の三を乗じて得た額とすることとした。

2 佐賀県立学校職員定時制通信教育手当支給条例の一部改正（第二条関係）

3 定時制通信教育手当の支給額を給料月額に一〇〇分の五を乗じて得た額とすることとした。ただし、管理職手当を受ける者については、給料月額に一〇〇分の四を乗じて得た額とすることとした。

3 この条例は、平成一九年四月一日から施行することとした。

4 所要の経過措置を定めることとした。

○佐賀県立図書館施設使用料条例の一部を改正する条例（条例第一四号）

1 佐賀県立図書館の施設の使用料について減免できる規定を設けることとした。（第四条関係）

2 佐賀県立図書館の展示ホールの使用料の額を改定することとした。（別表関係）

3 この条例は、平成一九年四月一日から施行することとした。

4 所要の経過措置を定めることとした。

○佐賀県観光施設条例の一部を改正する条例（条例第一五号）

1 佐賀県花と冒險の島の施設にキャンプ場を追加することとした。（第三条

○佐賀県立福祉施設の民間移譲に係る県有財産の譲与等の特例に関する条例（条例第一六号）

関係）

2 この条例は、規則で定める日から施行することとした。

1 この条例は、県立福祉施設の民間への移譲を円滑に行うため、県有財産の譲与等についての特例を定めることとした。（第一条関係）

2 この条例における県立福祉施設とは、佐賀婦人寮、日の隈寮、佐賀向陽園、伊万里向陽園、みどり園、聖華園、佐賀県立佐賀コロニー、佐賀県立希望の家、金立寮及び九千部寮をいうこととした。（第二条関係）

3 県立福祉施設の建物及び不動産に属する工作物を社会福祉施設の用に供するため社会福祉法人その他公共的団体に譲渡するときは、これを譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡することができることとした。（第三条関係）

4 その他所要の事項を定めることとした。

5 この条例は、公布の日から施行することとした。

○佐賀県総合福祉センター設置条例の一部を改正する条例（条例第一七号）

1 総合福祉センターの施設のうち、現在県が直営している勤労身体障害者教養文化体育館の管理について指定管理者制度へ移行するため、所要の改正を行ふこととした。（第一条及び第二条関係）

2 この条例は、平成一九年四月一日から施行することとした。ただし、利用料金制度の導入に係る規定については、平成二〇〇年四月一日から施行することとした。

3 所要の経過措置を定めることとした。

○佐賀県感染症の診査に関する協議会条例の一部を改正する条例（条例第一八号）

1 感染症の診査に関する協議会の委員を十一人に増員するとともに、部会を置くことができるのこととした。（第二条、第六条及び第七条関係）

2 その他所要の改正を行うこととした。

- 3 この条例は、平成一九年四月一日から施行することとした。
- 4 佐賀県結核の診査に関する協議会運営条例は、廃止することとした。
- 佐賀県立有田窯業大学校条例の一部を改正する条例（条例第一九号）
- 1 短期研修の一般研修の授業料の額を四、八〇〇円に、短期研修の特別研修の授業料の額を八〇〇円に改定することとした。（別表第一関係）
 - 2 この条例は、平成一九年四月一日から施行することとした。
- 佐賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例（条例第二〇号）
- 1 佐賀市の区域における屋外広告物法第三条から第五条まで、第七条及び第八条の規定に基づく条例の制定又は改廃に関する事務の全部を景観行政団体である佐賀市が処理することとした。（第二二条関係）
 - 2 この条例は、規則で定める日から施行することとした。
- 国営土地改良事業負担金条例の一部を改正する条例（条例第二一号）
- 1 国営直轄干拓事業有明地区（廻里江工区）に係る負担金の徴収が完了したことにより、別表から当該地区の項を削ることとした。（別表関係）
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 建築基準法施行条例の一部を改正する条例（条例第二二号）
- 1 災害危険区域内における建築物の建築制限並びにがけに近接する建築物の敷地及び構造の基準に係る規定は、土砂災害特別警戒区域については適用しないこととした。（第二二条の三及び第三三条関係）
 - 2 構造計算適合性判定をする建築物に関する確認の申請等する者に対し、当該構造計算適合性判定に係る手数料を徴収することも、その額等を定めることとした。（別表関係）
 - 3 その他所要の改正を行うこととした。
 - 4 この条例は、建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。ただし、1については、平成一九年四月一日から施行することとした。
 - 5 所要の経過措置を定めることとした。

- 佐賀県道路占用料条例の一部を改正する条例（条例第二三号）
- 1 道路法施行令が改正され、道路の占用の許可に係る工作物、物件又は施設に自転車等を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具が追加されたことに伴い、当該器具に係る占用料を徴収するとともに、その額等を定めることとした。（別表関係）
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 佐賀県港湾管理条例の一部を改正する条例（条例第二四号）
- 1 港湾施設の使用料のうち、給水施設の使用料の額を改定することとした。
 - 2 この条例は、平成一九年五月一日から施行することとした。
- 佐賀県税条例の一部を改正する条例（条例第二五号）
- 1 狩猟税について、網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者に対する課する狩猟税の税率を設けることとした。（第一六五条関係）
 - 2 県民税について、上場株式等の配当に對する県民税配当割及び譲渡益に對することとした。（附則第五条の四及び附則第二一条の二の三関係）
 - 3 自動車取得税について、電気自動車等の低公害車の購入に係る税率の特例措置について、適用要件を見直すとともに、適用期限を二年延長することとした。（附則第二二条関係）
 - 4 信託法の制定に伴い、所要の改正を行うこととした。
 - 5 その他所要の改正を行うこととした。
 - 6 この条例は、規則で定める日から施行することとした。
 - 7 所要の経過措置を定めることとした。
- 佐賀県障害者自立支援対策臨時特例基金条例（条例第二六号）
- 1 障害者自立支援法に基づく制度の円滑な運用を図るため、佐賀県障害者自立支援対策臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置することとした。
- （第一条関係）

2 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）の範囲内とすることとした。（第二条関係）

3 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入することとした。（第四条関係）

4 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。（第五条関係）

5 その他所要の事項を定めることとした。

6 この条例は、公布の日から施行することとした。

7 この条例は、平成二一年三月三一日限り、その効力を失うこととした。

○佐賀県知事の給料の特例に関する条例（条例第二七号）

1 平成一九年三月に支給する知事の給料の額については、佐賀県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例別表第一に掲げる知事の給料月額に百分の八十を乗じて得た額とすることとした。

2 この条例は、公布の日から施行し、平成一九年三月一日から適用することとした。

○佐賀県議會議員又は佐賀県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例（条例第二八号）

1 佐賀県知事の選挙の候補者（以下「候補者」という。）は、当該候補者に係る供託物が公職選挙法（以下「法」という。）第九三条第一項の規定により佐賀県に帰属することとなる場合に限り、一定の額の範囲内で、ビラを無料で作成できることとした。（第七条関係）

2 ビラを無料で作成しようとする者は、ビラの作成を業とする者との間においてビラの作成に関し有償契約を締結し、その旨を佐賀県選挙管理委員会に届け出なければならないこととした。（第八条関係）

3 県は、候補者のビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、作成されたビラ一枚あたりの作成単価に当該ビラの作成枚数（法第一四二条第一項

第三号に定める枚数の範囲内に限る。）を乗じて得た金額を支払うこととした。（第九条関係）

4 ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者一人について、3の作成単価にビラの作成枚数（法第一四二条第一項第三号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額とするとした。（第一〇条関係）

5 この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用することとした。

○ 条 例

佐賀県職員の留学費用の償還に関する条例をここに公布する。

平成十九年三月七日

佐賀県知事 古川 康

○ 佐賀県条例第一号

佐賀県職員の留学費用の償還に関する条例

（趣旨）

第一条 この条例は、国家公務員の留学費用の償還に関する法律（平成十八年法律第七十号）第十二条第二項の規定に基づき、職員の留学費用の償還に必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この条例において「職員」とは、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三条に規定する一般職に属する職員及び市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第二百三十五号）第一条に規定する職員をいう。

2 この条例において「留学」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学の大学院の課程（同法第六十八条の二第四項第二号の規定により大学院の課程に相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）又はこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程に

在学してその課程を履修する研修であつて、地方公務員法第三十九条又は教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十一条の規定に基づき、職員の同意を得て、県が留学費用を負担して実施するもののうち、その内容及び実施形態を考慮して規則で定めるものをいう。

- 3 この条例において「留学費用」とは、旅費その他他の留学に必要な費用として規則で定めるものをいう。
- 4 この条例において「特別職地方公務員等」とは、地方公務員法第三条に規定する特別職に属する地方公務員、他の地方公共団体の地方公務員、国家公務員又は公益法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例（平成十三年佐賀県条例第四十六号）第十一条に規定する特定法人その他その業務が県の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち規則で定めるものに使用される者をいう。

(留学費用の償還)

第三条 留学を命ぜられた職員が次の各号に掲げるいずれかの期間内に離職した場合には、その者は、それぞれ当該各号に定める金額を県に償還しなければならない。

一 当該留学の期間 当該留学のために県が支出した留学費用の総額に相当する金額

二 当該留学の期間の末日の翌日から起算した職員としての在職時間が五年に達するまでの期間 当該留学のために県が支出した留学費用の総額に相当する金額に、同日から起算した職員としての在職時間が通増する程度に応じて百分の百から一定の割合で遞減するよう規則で定める率を乗じて得た金額

- 2 前項の離職した場合には、死亡により職員でなくなつた場合を含まないものとする。
- 3 第一項第二号の職員としての在職期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

のとする。

一 地方公務員法第二十八条第二項の規定による休職の期間（公務上負傷し、

若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百二十一号）第二条第二項及び第三項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員法第二十八条

第二項第一号に掲げる事由に該当して休職にされた場合における当該休職の期間その他の規則で定める休職の期間を除く。）

二 地方公務員法第二十九条の規定による停職の期間

三 地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書の規定により職員団体の業務に専ら従事した期間又は地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第六条第一項ただし書の規定により労働組合の業務に専ら従事した期間

四 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第二百十号）第二条

第一項の規定による育児休業をした期間

五 教育公務員特例法第二十六条第一項の規定による大学院修学休業をした期間

(適用除外)

第四条 前条の規定は、留学を命ぜられた職員が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当して離職した場合には、適用しない。

一 公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員法第二十八条第一項第二号に掲げる事由に該当して免職された場合又は同項第四号に掲げる事由に該当して免職された場合

二 地方公務員法第二十八条の二第一項の規定により退職した場合（同法第二十八条の三第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。）

三 任期を定めて採用された職員が、当該任期が満了したことにより退職した場合

四 前三号に掲げる場合に準する場合として規則で定める場合

五 任命権者及び任命権者から委任を受けた者の要請に応じ特別職地方公務員等となるため退職した場合

六 前号に掲げる場合のほか、特別職地方公務員等となるため離職した場合であつて、規則で定める場合

(特別職地方公務員等となつた者に関する特例)

第五条 留学を命ぜられた職員のうち、前条第五号又は第六号に掲げる場合に該当して離職し、引き続き特別職地方公務員等として在職した後、引き続いて職員として採用された者（一の特別職地方公務員等として在職した後、引き続き一以上の特別職地方公務員等として在職し、引き続いて職員として採用された者を含む。）が離職した場合には、同条第五号又は第六号に掲げる場合に該当して離職した後における特別職地方公務員等としての在職を職員としての在職とみなして、第三条の規定を適用する。この場合において、同条第三項中「次に掲げる期間」とあるのは、「次に掲げる期間及び第五条第一項の規定により特別職地方公務員等としての在職が職員としての在職とみなされる場合における次に掲げる期間に相当する期間として規則で定める期間」とする。

2 留学を命ぜられた職員のうち、前条第五号又は第六号に掲げる場合に該当して離職し、引き続き特別職地方公務員等として在職する者（一の特別職地方公務員等として在職した後、引き続き一以上の特別職地方公務員等として在職する者を含む。）が、当該特別職地方公務員等でなくなつた場合（引き続いて職員として採用される場合又は引き続き当該特別職地方公務員等以外の特別職地方公務員等として在職する場合を除く。）には、当該特別職地方公務員等でなくなつたことを離職したことと、同条第五号又は第六号に掲げる場合に該当して離職した後における特別職地方公務員等としての在職を職

員としての在職とそれぞれみなして、前二条の規定を適用する。この場合において、第三条第三項中「次に掲げる期間」とあるのは「次に掲げる期間及び第五条第二項の規定により特別職地方公務員等としての在職が職員としての在職とみなされる場合における次に掲げる期間に相当する期間として規則で定める期間」と、前条中「次の各号に掲げる場合」とあるのは「特別職地方公務員等につき次の各号に掲げる場合に相当する場合として規則で定める場合」とする。

(規則への委任)

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、同日以後に留学を命ぜられた職員について適用する。

佐賀県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成十九年三月七日

佐賀県知事 古川康

○佐賀県条例第二号

佐賀県職員定数条例の一部を改正する条例

佐賀県職員定数条例（昭和二十四年佐賀県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第九号中「一、六四七人」を「一、六五七人」に、「千六百四十七人」を「千六百五十七人」に改める。

別表中「一五七」を「一五八」に、「九一六」を「九二三」に、「四九七」を「五〇〇」に、「一、六四七」を「一、六五七」に改める。

附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。